

最新情報 医師の働き方改革関係(8月5日)

相談受付中(宿日直に関する相談急増)

現在、医師の労働時間短縮計画作成に係る支援を重点的に行っています。特に、宿日直許可に関する相談や、許可申請の手続きに関する支援などを集中的に行っています。遠慮なく相談ください。（すべて無料）

院内の働き方改革推進委員会等への講師派遣受付中

医師の労働時間短縮計画作成に取り組まれている院内の委員会にお伺いし、委員会において取り組むべき事項や取組方法など説明させていただきます。今年度に入って講師派遣が急増しています。

取組のポイント

- ① 医師の勤務実態把握 ② 兼業・副業について ③ 宿日直許可の取得 ④ 自己研鑽の取扱いについて

以上を明らかにすることにより、医師の時短計画の基本部分(労働時間と組織管理)を定めるとともに、労働時間短縮に向けた取組みを既存の委員会等の組織を活用し、横断的な取り組みとして検討を重ね、作成することが望まれます。

いきサポの制度解説ページ

<https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

- ① 医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和4年4月）
- ② 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）
- ③ 「R4_4_1_医師労働時間短縮計画（ひな型）」

いきサポ 宿日直に関する情報

- ④ 2022.06.22 「医療機関の宿日直許可申請に関する解説資料」に参考許可事例（二次救急、産科、精神科などの事例が追加されています。）

https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

- ⑤ 医療機関の宿日直許可申請に関する FAQ(令和4年7月29日 Ver)
（兼業にて宿日直業務を行う場合の解説があります。）

https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_02.pdf

医師の研鑽に関する考え方(令和元年以降、特に通達は出ていないようです。)

「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」(令和元年7月1日基発 0701 第9号労働基準局長通達)

「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」(令和元年7月1日基監発 0701 第1号労働基準局監督課長通達)

副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月8日)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

医師の働き方改革制度への照会と回答内容（令和3年度）<2022年4月28日時点版>

http://ikisapo3.valse.systems/pdf/information/20220607_01.pdf

以下、参考情報（医療法並びに同法施行規則改正関係、令和6年4月施行分）

医療法 附則

（附則にチェックを入れ、かつ、令和6年4月1日施行にチェックを入れる则表示されます。）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000205_20240401_503AC0000000049

医療法施行規則 附則

（附則にチェックを入れ、かつ、令和6年4月1日施行にチェックを入れる则表示されます。）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100050>

参考にまとめてみました。法令等を読む際に参考としてください。

① 連続勤務時間及び勤務間インターバル関係早見表

水準 用語	C 1		B
	初期臨床研修医	専攻医	(宿日直許可なし)
法第123条1項本文 の厚生労働省令で定 める時間	① 24時間 ② 48時間 (則附則112条2項)	③ 24時間 ④ 46時間 (則附則112条1項)	
休息時間	① 9時間 ② 24時間 (則附則113条2項)	① 9時間 ③ 18時間 (則附則113条1項)	
	↓	↓	
連続勤務時間(限度)	①15時間 ②24時間	①15時間 ②28時間	

C 1 に該当する初期臨床研修医は、**特定臨床研修医**という（則112条1項で定義）

② 用語と根拠条文

水準	医師		医療機関	
	用語	根拠	用語	根拠
B	特定地域医療提供医師 ※	則附則第63条	特定地域医療提供機関 ◎	法第113条1項
連携B	連携型特定地域医療提供医師 ※	則附則第63条	連携型特定地域医療提供機 関 ◎	法第118条1項
C 1	技能向上集中研修医師 ※	則附則第63条	技能向上集中研修機関 ◎	法第119条1項
C 2	特定高度技能研修医師 ※	則附則第63条	特定高度技能研修機関 ◎	法第120条1項

特定対象医師の要件：※であって、年960を超える時間外・休日労働が見込まれる者

（法第123条1項、則第110条）

特定労務管理対象機関：◎を総称した言い方(法第122条)

用語	根拠
面接指導対象医師	法第108条1項
面接指導実施医師	法第108条1項

対象医師：年の延長して労働させる時間が720時間を超えることが見込まれること、1月に延長させる労働時間が45時間を超える月数が年6箇月を超えることが見込まれることのいずれかに該当する医師であって、特定対象医師以外の者（法第110条1項、則附則第73条）